市町村名	名称	給付額	申請期間	持続化給付金との併用	要件
青梅市	青梅市事業者支援臨時給付金 https://www.city.ome.tokvo.ip/soshiki/35/23771.html	10万円	令和2年8月19日~ 令和3年1月15日	可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者 <対象者> ① 青梅市内に事業所、店舗等が有り、その事業所、店舗等において現在営業を行っている者。 ② 個人事業主。 ③ 東京信用保証協会の保証の対象となる業種の事業を営む者。 ④ 令和2年7月31日以前に開業していること。 <要件> 以下のいずれかの要件に該当していること。 (1)新型コロナウイルス感染症にかかる国、東京都等の事業者向け給付を受けている。 (2)新型コロナウイルス感染症にかかる国、東京都、青梅市等の融資を受けている。 (3)(1)の給付または(2)の融資を受けていない場合で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月から12月までのいずれかの月の売上高が前年同月の売上高と比較して 15%以上減少していることが証明できる。
羽村市	羽村市事業継続助成金 http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000013811.html	10万円	令和2年8月3日~ 令和3年2月26日	不可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者 (1)令和2年1月1日以前から羽村市内に営業実態のある事務所または事業所を有し、 羽村市内で事業を営むことによって事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 (2)個人事業主の場合は、羽村市に住民登録があること、または確定申告書において市内に事業所があることが確認できること。 (3)国の持続化給付金の対象とならないこと。 (4)納期の到来した市税(徴収猶予を受けている市税は除く)を完納していること。 (5)次のいずれかに該当すること。 ① 令和2年1月から12月までのいずれかの月において、 1か月あたりの売上高の減少率が前年同月比で10%以上50%未満であること。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までの期間に金融機関から運転資金等の新規融資を受けていること。
福生市	福生市事業継続応援金 https://www.city.fussa.tokyo.jp/1009987/1010034/1010450.html	10万円	令和2年6月8日~ 令和3年1月31日	可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者 (1) 福生市内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること。 (2) 令和2年4月10 日以前より創業しており、申請日時点で事業を継続する意思があること。 (3) 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する国又は東京都等が行っている支援を受けた者 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降、国、東京都又は福生市等から融資を受けた者(別表参照)
あきる野市	あきる野市事業者緊急支援給付金 https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011323.html	20万円	令和2年6月22日~ 令和3年1月15日	不可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者 (1) あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法に基づく中小企業者で、 事業により事業収入(売上)を得ている方。(個人事業主については住民票があきる野市にある方) (2) 2020 年1 月から12 月のいずれかの月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している方。 (3) 国の持続化給付金の給付対象とならない方。 (4) 給付申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方。
瑞穂町	瑞穂町中小企業者等事業継続支援給付金 http://www.town.mizuho.tokyo.jp/jigyousya/002/p007592.html	上限 20万	令和2年8月5日~ 令和3年1月29日	不可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者 (1)新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年1月から12月までのいずれかの月の収入が、前年同月比で20%以上50%未満減少した月があること。 (2)今後も事業を継続する意思を有していること。 (3)申請の段階で国の持続化給付金の申請をしておらず、今後も申請を予定していないこと。

日の出町	日の出町小規模企業者特別支援金 https://www.town.hinode.tokyo.jp/0000002459.html	10万円	令和2年6月22日~ 8月31日	可	下記に掲げる全ての要件を満たす事業者(個人事業主含む) ① 令和2年4月27日時点で町内に事業所を1か所以上有する小規模企業者。 ② 令和2年3月から5月までの間で、いずれかの月の1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して 20%以上減少した者。 ③ 申請日において町税及び国民健康保険税を滞納していない者。※町税等の納付に関することは、 税務課にご相談ください。 ④ 日の出町暴力団排除条例に掲げる暴力団員等でない者。 ⑤ 破産法に基づく破産手続きの申立をしていない者。 ⑥ 今後も事業を継続する意思のある者。
奥多摩町	新型コロナウイルスに対する観光協会会員への助成制度(観光協会実施)	10万円	受付終了		
檜原村	檜原村経営持続化支援金	20万円	受付終了		